

清水町使用料等審議会会議録（要約）

と き：令和4年11月17日

ところ：役場 2階 庁議室

出席委員 梶 竹征委員（会長）、浪江稔昌委員、中嶋真弓委員、中村小雪委員、鎌田弥生委員
（欠席 伊藤広喜委員、近藤裕樹委員、森井澄江委員）
副 町 長 山本 司
説 明 員 町民生活課 藤田課長
事 務 局 総務課 神谷課長、佐藤課長補佐兼財政係長、宮下財政係主査、名波財政係主事補
傍 聴 者 なし

開会 16時00分

【副町長あいさつ】

山本副町長 皆様にはお忙しいところ、委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。使用料等審議会では国の制度改正や政策充実のため、様々な料金につきまして、改正案をご審議いただいております。また、本日は北海道の統制額の改定による公衆浴場入浴料の改正をご審議いただく予定でございます。皆様からのご意見を賜りながら受益者負担と費用の在り方について考えて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員紹介】 （改選後、初めての審議会となることから神谷課長から各委員の氏名を紹介）

【職員紹介】 （神谷課長より出席職員の紹介）

【使用料等審議会の概要説明】

佐藤補佐 清水町使用料等審議会概要につきましてご説明いたします。

この審議会につきましては、本町の様々な料金、公共施設の使用料、学校給食費などを改正する場合、または、町民の方などからご負担いただく料金を新たに設ける場合に、審議会に提案しご意見を伺うという組織となっております。第3条では、委員につきまして、10名以内で組織するとなっております、今回8名の委員をお願いしたところでございます。なお、公募につきましては、お知らせ版などで行いましたが応募者は無かったところでございます。任期につきましては2年間でございます。それから、審議会には会長を置くということ、会長の指定により会長代理を置くということになってございます。審議会の開催は委員の半数以上が出席しなければ開催できないこと、また、出席委員の過半数で賛否について決することとなっております。

次に委員名簿でございます。今回の8名の委員の方々のお名前と任期の期数につきまして記載してございます。委嘱期間につきましては、令和5年2月19日までとなっております。

また、審議会委員につきましては、町の非常勤職員の報酬及び費用弁償条例により報酬と費用弁償につきまして、規定に従って支出させていただくことになってございます。また、北海道町村職員の公務災害補償等に関する条例というものがございまして、委員が来る途中、帰る途中で万一事故等があった場合は公務災害補償の適用対象となっております。

それから、本町では情報公開の趣旨に基づき、審議会につきまして傍聴、開催をホームページで情報公開しており、本日の審議会につきましても傍聴が自由となっておりますこと、審議会の会議録は役場1階のまちづくり情報コーナーや町のホームページで後日公表をさせていただくことを予めご承知おきください。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

【 会長の互選及び会長代理の指定について】

山本副町長 それでは、次第によりまして、会長の選出ということでございますが、審議会条例第4条において、会長は互選、会長代理は会長が指定となっております。
会長の互選ですが、どのように選出するかお諮りいたします。

浪江委員 立候補等がなければ、事務局に案があれば提示していただければと思います。

山本副町長 ただいま、浪江委員から事務局案についてあればとのご発言がございました。
お諮りいたします。皆様よろしいでしょうか。

(各委員より、「はい」との声あり)

山本副町長 では、事務局案を提示してください。

神谷課長 事務局案として、前任期において会長をお引き受けいただいております、梶委員に引き続きお願いしたいと考えております。

山本副町長 事務局より梶委員に引き続き会長をとの案がありましたが、皆様よろしいでしょうか。

(各委員より、「はい」との声あり)

山本副町長 では、梶委員に会長職をお願いいたします。

(梶委員は会長席へ移動)

山本副町長 それでは会長よりご挨拶をお願いいたしますとともに、会長代理のご指名をお願いいたします。

梶 会長 ただいまご指名をいただきました梶でございます。大変不慣れなところがございますが、委員の皆様のお力添えをいただきながら審議会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長代理の指名でございますが、浪江稔昌委員にお願いしたいと思います。浪江委員よろしく
お願いいたします。

(浪江委員、了承)

山本副町長 会長に 梶 竹征 委員、会長代理に 浪江 稔昌 委員 を選出いたしました。どうぞよろしく
お願い申し上げます。

【 諮 問 】 (山本副町長は諮問書を朗読の上、梶会長へ渡す)

(山本副町長退室)

【 今回の検討の経過について 】

梶 会長 最初に、今回の検討の経過について、事務局より説明を受けた後、今回諮問を受けた1項目の
審議に入りたいと思います。内容を説明してください。

神谷課長 (配布資料「使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)」について説明)

梶 会長 ただ今説明のありました事項について、委員の皆さんからご質問等があればお受けいたします。
(各委員より「なし」との声あり)

【 審 議 】

公衆浴場入浴料の改正について

梶 会長 それでは審議項目に入ります。公衆浴場入浴料の改正についてを議題とします。内容を説明してください。

藤田課長 (配布資料「令和5年度使用料等改正案の概要」について説明)

梶 会長 ただいまご説明をいただきましたが、委員の方にご意見ご質問等承りたいと思います。

梶 会長 改正案は何年ぶりですか？

藤田課長 前回改正が令和2年4月1日ですので、3年ぶりの改正案となっております。

梶 会長 他にご質問等はございませんか？
(各委員より「なし」との声あり)

梶 会長 それでは、議案の内容のとおり、公衆浴場入浴料の改正につきまして、北海道公衆浴場入浴料統制額に合わせて改正するというところでよろしいでしょうか？
(各委員より「はい」との声あり)

梶 会長 審議項目の1項目について、料金の改正は適正であると答申していきたいと思います。よろしいでしょうか？
(各委員より「はい」との声あり)

梶 会長 それでは、準備等がありますので、暫時休憩とさせていただきます。

(山本副町長入室)

【 答 申 】 (梶会長は答申書を朗読し、山本副町長へ手渡す。)

山本副町長 ただいま、答申をいただきました。原案通り決定ということで、誠にありがとうございます。
この後につきましては、12月の町議会を経て、来年4月1日からの施行を進めてまいります。
本日はご審議いただきありがとうございました。

【 会長あいさつ 】

梶 会長 委員の皆様にご協力のもと、速やかな答申をすることができました。大変ありがとうございました。

閉会 16時25分